平成26年1月30日から 平成26年1月30日まで

標 茶 町 議 会 第 1 回 臨 時 会 会 議 録

於 標茶町役場 議場

# 平成26年標茶町議会第1回臨時会会議録目次

第	1	号	( 1	月	3	0	$\exists$	)
>/√		′,	\ <u>_</u>	/ 1	$\mathbf{O}$	$\circ$	$\vdash$	/

開会の宣	【告 …		3
開議の宣	【告 …		3
会議録署	名議員	負の指名	3
会期決定	<u>:</u>		3
行政報告	及び諸	舒般報告	3
議案第6	8号	標茶町職員の再任用に関する条例の制定について	
		(総務経済委員会報告)	7
議案第	1号	消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に	
		関する条例の制定について	8
議案第	2号	標茶町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	
		の制定について	21
議案第	3号	標茶町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	21
議案第	4号	標茶町育成牧場条例の一部を改正する条例の制定について	23
議案第	5号	標茶町下水道条例及び標茶町農業集落排水施設の設置及び管理	
		に関する条例の一部を改正する条例の制定について	26
議案第	6 号	平成25年度標茶町一般会計補正予算	28
閉議の宣	【告 …		30
閉会の宣	告		31

## 平成26年標茶町議会第1回臨時会会議録

## ○議事日程(第1号)

平成26年1月30日(木曜日) 午前10時18分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 議案第68号 標茶町職員の再任用に関する条例の制定について

(総務経済委員会報告)

- 第 5 議案第 1号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 6 議案第 2号 標茶町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 3号 標茶町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 4号 標茶町育成牧場条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 5号 標茶町下水道条例及び標茶町農業集落排水施設の設置及び管理 に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第6号 平成25年度標茶町一般会計補正予算

#### ○出席議員(14名)

	1番	松	下	哲	也	君		2番	長	尾	式	宮	君
	3番	菊	地	誠	道	君		4番	本	多	耕	平	君
	5番	林			博	君		6番	黒	沼	俊	幸	君
	7番	後	藤		勲	君		8番	舘	田	賢	治	君
	9番	鈴	木	裕	美	君	1	10番	田	中	敏	文	君
1	1番	熊	谷	善	行	君	]	12番	深	見		迪	君
1	3番	Ш	村	多美	(男	君	1	14番	平	Ш	昌	昭	君

## ○欠席議員(0名)

#### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町			長		池	田	裕	$\stackrel{-}{-}$	君
副	町		長		森	Щ		豊	君
総	務	課	長		島	田	哲	男	君
企	画財	政 課	長		佐	藤	弘	幸	君

# 平成26年標茶町議会第1回臨時会会議録

課 税 長 武山正浩君 務 管 理 課長 中村 義 人 君 民 課長 吉 彦 君 住 佐 藤 農 林 課長 牛 崎 人 君 康 建設課長 井 上 栄 君 水 道 課 長 妹 尾 茂樹君 育成牧場長 類 瀬 光信君 病院事務長 和 雄 君 蛭 田 やすらぎ園長 山 澤 正宏君 教 育 長 吉原 平 君 教育管理課長 髙 橋 則 義 君 社会教育課長 正明君 伊藤 農委事務局長 牛 崎 康 人 君(農林課長兼務)

## ○職務のため出席した事務局職員

 議会事務局長
 玉手美男君

 議事係長
 小野寺一信君

## (議長 平川昌昭君議長席に着く。)

## ◎開会の宣告

○議長(平川昌昭君) ただいまから、平成26年標茶町議会第1回臨時会を開会します。 ただいまの出席議員14名、欠席なしであります。

(午前10時18分開会)

#### ◎開議の宣告

○議長(平川昌昭君) 直ちに会議を開きます。

## ◎会議録署名議員の指名

○議長(平川昌昭君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

4番・本多君、 5番・林君、 6番・黒沼君

を指名いたします。

## ◎会期決定

○議長(平川昌昭君) 日程第2、会期決定を議題といたします。 お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。 よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

#### ◎行政報告及び諸般報告

○議長(平川昌昭君) 日程第3、行政報告及び諸般報告を行います。 町長から、本臨時会招集理由とあわせ、行政報告を求めます。 町長・池田君。

○町長 (池田裕二君) (登壇) 第1回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに 行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の招集理由についてでございますが、本年4月1日から消費税及び地方消費税を合わせた税率5%から8%に引き上げられることに伴う「関係条例の一部を改正する条例」及び町営住宅建替事業に関する「平成25年度標茶町一般会計補正予算」について議決をいただきたく、本臨時会を招集したものであります。

続いて行政報告をいたします。

昨年 12 月第4回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、 印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の6点について補足いたします。

1点目は、「町立病院産婦人科における分娩の取り扱いの休止について」であります。 町立病院産婦人科における分娩の取り扱いについて、今年度をもって休止することに なりましたので、ご報告いたします。

町立病院はこれまで、釧路市を除く管内唯一の産婦人科を有する医療機関として、分娩の診療対応をしてまいりました。

しかしながら近代においての分娩医療は、万が一の医療事故を回避するため、麻酔科 医及び小児科医が常駐していなければ実施しないことが一般的になっております。

このような中、先般、町立病院産婦人科医師の派遣元であります、札幌医科大学産婦人科学講座教授より、標茶町立病院には麻酔科及び小児科の医師が常駐しておらず、これ以上のリスクある分娩対応は困難であるため、今年度をもって分娩の取り扱いを休止したい旨の指示があり、町としてもその意向を受け入れ、分娩休止をすることに決定いたしました。

なお、今後の診療体制につきましては、札幌医科大学産婦人科医局と細部について詰めていきたいと存じます。

今年4月以降に町立病院で分娩を予定しておりました患者につきましては、順次ご説明のうえ、分娩可能な医療機関に紹介をさせていただいておりますし、今後、住民並びに関係機関等へ周知することとしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目は、「町民道民税および国民健康保険税に係る還付加算金の未払いについて」で あります。

町民道民税及び国民健康保険税に係る還付加算金の未払いについて、全道の自治体において法解釈の誤りにより発生しておりましたことから、本町においても同様の事案がないか調査したところ、町民道民税 10 名 15 件、総額 8 万 8,000 円、国民健康保険税 7 名 9 件、総額 7 万 8,400 円の還付加算金の未払いがあることが判明いたしました。

町民道民税の原因につきましては、還付加算金の算定にあたり、過納となった徴収金の額が地方団体の更正、決定若しくは賦課決定によって確定したものであるか、納税者の申告によって確定したものであるかによって区分されており、それぞれの計算期間の始期が異なっていますが、当初の賦課が給与支払報告書等による賦課決定により確定したものを、後日、本人の確定申告により更正された場合、本来であれば「納付日の翌日」から計算すべきところ、「申告がされた日の翌日から起算して一カ月を経過する日の翌日」を計算の始期としてしまったものであります。また、国民健康保険税については全て「納付日の翌日」から計算すべきものでありました。

本件につきましては、納税者の皆様に多大なるご迷惑をおかけしましたことに対しまして心からお詫び申し上げるところでございます。

なお、還付加算金の未払いが発見された納税者への返還作業は1月 16 日から開始し、 お詫びを申し上げ、ご理解をいただき、既にご本人の口座への振込みを終了したところで ございます。

今後につきましては、このような誤りが起きないよう法令を遵守し、適正な事務処理に 努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目は、「障害福祉サービスの介護給付費に係る特別地域加算金の未払いについて」 であります。

障害福祉サービスの介護給付費に係る特別地域加算につきまして、昨年、道内の自治体で、特別地域加算金の報酬算定の誤りが発覚し、それを受けて昨年 11 月 28 日に北海道から、全市町村に対し、確認するよう指示がございました。

本町においても調査を行い、また各サービス事業所にも連絡し未請求事案について確認を行いました。

その結果、平成 21 年4月の制度が始まった時から現在に至るまで1事業所において1 件分、未請求金額9,560円が発覚し、北海道に報告いたしました。

また、その後の調査において、2事業所において、平成21年4月から平成22年6月までの5件分、34万6,420円、平成21年4月から平成23年6月までの2件分、16万8,700円、合計で3事業所、8件分、52万4,680円となりました。

平成 21 年の制度開始に合わせて障害者福祉サービスの介護給付費に係る受給者証に特別地域加算対象者を記載することを失念してしまったことが原因であります。

それぞれ事業所には未請求分の手続き方法について説明し、1 事業所から未請求分を請求することで申し出があり、他の2事業者から未請求分については請求しない旨の申し出がありました。

加算金の未払いに係るデータの修正は1月 16 日に北海道国民健康保険団体連合会に行い事業所も請求手続きをしているところでございます。

本件については、福祉サービスの受給手続きをする行政としてはあってはならないことであり、サービス利用者及びサービス提供事業者の皆様に多大なるご迷惑をおかけしましたことに対しまして心からお詫び申し上げる次第でございます。

今後につきましては、このような誤りが起きないよう法令を遵守し、適正な事務処理 に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

4点目は、「町道の舗装破損等にかかる損害賠償について」であります。

町道の舗装破損等にかかる損害賠償について、ご報告申し上げます。

昨年秋の台風及び低気圧の発達に伴う暴風雨は、本町においても様々な被害をもたらしたところでありますが、町道におきましても、それらを起因とする舗装の破損、並びに倒木による事故により、損害賠償が発生したものであります。

10月26日並びに11月5日には、町道阿歴内遠野線において、外側線付近の破損していた舗装穴を通過した車両がタイヤ等を破損したものが計三件あり、原因としては、舗装

劣化と台風等の降雨で、クラックから侵入した雨水によって路盤が緩んでいたところへ、 大型車両が多数通行することにより発生するポットホールによるものであります。

もう1件は、11月10日に同じく町道阿歴内遠野線において強風により道路上に倒れた 木との衝突によるものであります。

事故要因となったトラブルは、いずれも、直近の定期パトロール時点では発生していな かったことが確認されており、事故直前の急な発生であったと推察されます。

事故後、舗装劣化区間についてはオーバーレー工事を発注し完了しておりますが、道路 安全対策につきましては、より一層の努力をしてまいる所存でありますので、ご理解を賜 りたいと存じます。

なお、本件につきましては、昨年 12 月 18 日に 3 件、本年 1 月 14 日に 1 件、示談が成立しましたことから、地方自治法第 180 条に基づき専決処分をさせていただきましたので、合わせてご理解を賜りたいと存じます。

5点目は、「久著路郵便局の簡易局化について」であります。

日本郵便株式会社北海道支社から、久著路郵便局の直営化を本年9月末で廃止し、10月1日から簡易郵便局化とする方針が12月26日に示されましたので、内容を含めましてご報告申し上げます。

久著路郵便局の局舎は、昭和 29 年に建設され、現在の体制は内務 2 名、渉外 1 名、配達 1 名の正規職員が 4 名、臨時職員 1 名、請負 1 名の計 6 名体制で事業執行がなされ、うち地元在住が 3 名と聞いております。

町といたしましては、簡易局化による地域社会への影響が大きいことから、地域への丁 寧な説明と存続に向けて要請したところであります。

今後につきましても、久著呂地域会と協力しながら対応してまいりたいと考えておりま すので、ご理解を賜りたいと存じます。

6点目は、「標茶町育成牧場でのバーク自然発火について」であります。

バンカーサイロに貯蔵していたバークの自然発火について、報告いたします。

1月 25 日午後 8 時 10 分頃、場内を巡回中の管理会社職員が、バンカーサイロ付近で煙を感知。周辺を点検したところ、敷料として貯蔵しているバークがくすぶっているのを確認し、初期消火処置を行い、連絡を受け急行した牧場職員や消防が到着する前に発火部分は鎮圧しました。その後、消防の指示に基づきバーク全体や、他の貯蔵物への延焼防止に万全を期すため、散水を受けながら空き地や草地に全てのバークを搬出し、翌 1 月 26 日午前 4 時 30 分処置を終えたところであります。

発火の原因については、消防並びに警察による実況検分によって、発酵熱により炭化していたバークが、敷料として使用するために密封を解かれた際、急激に酸素が供給されたことにより自然発火したものと断定されました。なお、本件による人身並びに建物に対する被害はありません。

牧場は、粗飼料をはじめ膨大な飼料と資材を保有しており、処理保管状況によっては

こうした事態が発生する危険性があることから、日中の作業時に発酵の状態確認を行って おりますが、当日も温度は人体のそれ以下であり、異常を感知し後に発火することを予見 するには至りませんでした。

翌日、全員出勤とし、場内のさまざまな貯蔵物、電気、暖房設備について緊急点検を 実施するとともに、現状の課題等について確認したところであり、今後は細心の注意を払 い、再発防止に努めてまいりますで、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長(平川昌昭君) ただ今の口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければ、次に議長から、諸般報告を行います。 諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。 以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

## ◎議案第68号

○議長(平川昌昭君) 日程第4、議案第68号を議題といたします。

本案に関し、付託いたしました総務経済委員会委員長から、会議規則第 75 条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第 39 条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長·黒沼君。

- ○総務経済委員会委員長(黒沼俊幸君)(登壇) 委員会審査報告書、平成25年第4回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定しましたので、会議規則第75条の規定により報告します。
  - 1. 事件番号 議案第68号
  - 2. 事 件 名 標茶町職員の再任用に関する条例の制定について
  - 3. 審查経過 審查日 平成26年1月14日委員会開催 出席説明員 総務課長、職員係長
  - 4. 審査結果 委員全員賛成のもとで原案可決すべきものと決定いたしました。以上であります。
- ○議長(平川昌昭君) これより、委員長報告に対する質疑を行います。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑は、ないものと認めます。 質疑は、終結いたしました。 これより討論を行います。 討論ございませんか。 (「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

議案第68号を委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第68号は、原案可決されました。

#### ◎議案第1号

○議長(平川昌昭君) 日程第5、議案第1号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長·佐藤君。

〇企画財政課長(佐藤弘幸君)(登壇) 議案第1号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定でございまして、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」などの公布により、消費税及び地方消費税を合わせた税率が5%から8%に改定となり、平成26年4月1日から施行されることを受けまして、本町といたしましても税負担を適正に転嫁する観点から使用料収入などの規定を改正したいというものであります。

なお、関係条例の一括提案とさせていただいておりますのでご理解のほどお願い申し 上げます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第1号、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例 の制定について

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものです。

次ページをお開き下さい。

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(標茶町公民館条例の一部改正)

第1条 標茶町公民館条例(昭和 40 年標茶町条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(町有バスの運行等に関する条例の一部改正)

第2条 町有バスの運行等に関する条例(昭和 46 年標茶町条例第 24 号)の一部を次

のように改正する。

第2条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(標茶町開発センター条例の一部改正)

第3条 標茶町開発センター条例(昭和 46 年標茶町条例第 25 号)の一部を次のよう に改正する。

第6条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(標茶町道路占用料徴収条例の一部改正)

第4条 標茶町道路占用料徴収条例(昭和 47 年標茶町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書中「100分の105」を「100分の108」に改め、「とする。)」の次に「とする。」を加える。

(標茶町集会施設等条例の一部改正)

第5条 標茶町集会施設等条例(昭和 49 年標茶町条例第 41 号)の一部を次のように 改正する。

第6条第4号中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(標茶町酪農センター条例の一部改正)

第6条 標茶町酪農センター条例(昭和 51 年標茶町条例第 47 号)の一部を次のよう に改正する。

第6条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(標茶町勤労者会館条例の一部改正)

第7条 標茶町勤労者会館条例(昭和 53 年標茶町条例第 13 号)の一部を次のように 改正する。

第5条中「100分の105」を「100分の108」に改める。

別表備考3中「午前9時」を「午前8時」に改める。これは会館の使用開始時間の変更です。

(標茶町林業センター条例の一部改正)

第8条 標茶町林業センター条例(昭和 54 年標茶町条例第 22 号)の一部を次のよう に改正する。

第7条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(標茶町農村集落環境(構造)改善センター条例の一部改正)

第9条 標茶町農村集落環境 (構造) 改善センター条例 (昭和 63 年標茶町条例第 12 号) の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(標茶町バスターミナル設置及び管理運営に関する条例の一部改正)

第 10 条 標茶町バスターミナル設置及び管理運営に関する条例(平成2年標茶町条例 第 3 号)の一部を次のように改正する。 第5条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(自然公園塘路湖休憩施設設置及び管理運営に関する条例の一部改正)

第 11 条 自然公園塘路湖休憩施設設置及び管理運営に関する条例(平成4年標茶町条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(標茶町キャンプ場設置及び管理運営に関する条例の一部改正)

第 12 条 標茶町キャンプ場設置及び管理運営に関する条例(平成4年標茶町条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(標茶町コンベンションホール条例の一部改正)

第 13 条 標茶町コンベンションホール条例(平成5年標茶町条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(標茶町多和平観光物産展示施設設置及び管理運営に関する条例の一部改正)

第 14 条 標茶町多和平観光物産展示施設設置及び管理運営に関する条例(平成6年標茶町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(標茶町世代交流センター条例の一部改正)

第 15 条 標茶町世代交流センター条例(平成7年標茶町条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(標茶町弥栄国際交流館条例の一部改正)

第 16 条 標茶町弥栄国際交流館条例(平成 10 年標茶町条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(標茶町農業用水道給水条例の一部改正)

第 17 条 標茶町農業用水道給水条例(平成 10 年標茶町条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項及び第 2 項並びに第 22 条第 1 項中「100 分の 105」を「100 分の 108」 に改める。

(標茶町普通河川管理条例の一部改正)

第 18 条 標茶町普通河川管理条例(平成 12 年標茶町条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 21 条第 1 項中「100 分の 105」を「100 分の 108」に改める。

(標茶町スクールバスの運行等に関する条例の一部改正)

第 19 条 標茶町スクールバスの運行等に関する条例(平成 16 年標茶町条例第8号)

の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第 20 条 標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成6年標茶町条例第 33 号)の一部を次のように改正する。

これにつきましては、議案説明資料の22ページをご覧下さい。

別表 2、収集運搬手数料で、区分、エアコン、室内機、町が戸別収集するとき、800 円を820 円に。室外機、町が戸別収集するとき、1,650 円を1,690 円に。町の指定する集積場所まで自己搬入するとき、650 円を660 円に。テレビ20 型未満、町が戸別収集するとき750 円を770 円に。20 型以上、町が戸別収集するとき1,450 円を1,490 円に。町の指定する集積場所まで自己搬入するとき、450 円を460 円に。電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、1500 未満、町が戸別収集するとき900 円を920 円に。1500 以上町が戸別収集するとき1,550 円を1,590 円に。町の指定する集積場所まで自己搬入するとき、550 円を560 円に。電気洗濯機及び衣類乾燥機、町が戸別収集するとき1,750 円を1,800 円に。町の指定する集積場所まで自己搬入するとき、750 円を770 円に変更するものであります。

備考中「(消費税を含む。)」を削るものであります。

議案8ページへお戻り下さい。

(標茶町体育施設等使用料条例の一部改正)

第 21 条 標茶町体育施設等使用料条例(平成 18 年標茶町条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第8までを次のように改める。

議案説明資料24ページをお開き下さい。

別表第1、単位を外出しにしました。標茶町水泳プール・標茶町地域交流館、個人使用回数券(12 枚綴) 一般使用 3,000 円を、3,080 円に。シーズン券一般使用 4,500 円を 4,620 円に。70 歳以上 3,000 円を 3,080 円に変更するものです。

専用使用全館、標茶町水泳プール高校生以下、3,500 円を 3,590 円。一般 5,000 円を 5,140 円に。上記以外、高校生以下、2,500 円を 2,570 円に。一般 3,500 円を 3,590 円。

1 コース 700 円を 710 円、一般使用 1,000 円を 1,020 円に変更するものです。

別表第2、これも単位を外出しにしました。

区分農業者トレーニングセンター、個人使用アリーナ・トレーニング室、回数券 (12 枚綴) 一般使用 1,500 円を 1,540 円に。 6 カ月券、1,500 円を 1,540 円に。70 歳以上 1,000 円を 1,020 円に変更するものです。

専用使用、アリーナ全面施設使用料、高校生以下 500 円を 510 円に。一般 700 円を 710 円に。暖房料高校生以下 1,000 円を 1,020 円に。一般 1,000 円を 1,020 円に。半面の暖房料高校生以下 500 円を 510 円に。一般 500 円を 510 円に変更するものです。

次ページをお開き下さい。

別表第3、単位を外出しにいたしました。

区分標茶町多目的運動広場、運動場専用使用Aグランド、施設使用料一般使用 500 円 を 510 円に。照明料高校生以下 1,100 円を 1,130 円に。一般 1,100 円を 1,130 円に。 B グラウンド、施設使用料一般 500 円を 510 円に。照明料高校生以下 700 円を 710 円に。一般 700 円を 710 円にするものです。野球場専用使用、施設使用料高校生以下 750 円を 770 円、一般使用 1,000 円を 1,020 円に。シーズン券 6,000 円を 6,170 円に変更するものです。

アイスホッケーリンク、専用使用施設使用料一般使用料 500 円を 510 円に変更するものです。

別表第4、単位を外出しにいたいました。

区分標茶町武道館、個人使用道場回数券(12 枚綴) 一般使用 1,500 円を 1,540 円に。 6カ月券一般使用 1,500 円を 1,540 円、70 歳以上 1,000 円を 1,020 円にするものです。 専用使用、道場全面施設使用料、高校生以下 500 円を 510 円に、一般使用 700 円を 710 円、暖房料高校生以下 1,000 円を 1,020 円、一般使用 1,000 円を 1,020 円。半面の暖房料 高校生以下 500 円を 510 円、一般使用 500 円を 510 円に変更するものです。

次ページです。

別表第5、これも単位を外出しにいたしました。

区分標茶町全天候型多目的町民ふれあいプラザ、個人使用アリーナ回数券(12 枚綴) 一般使用 1,500 円を 1,540 円、6 カ月券一般使用 1,500 円を 1,540 円、70 歳以上、1,000 円を 1,020 円に。専用使用アリーナ、施設使用料高校生以下 500 円を 510 円、一般 700 円 を 710 円、照明料高校生以下 600 円を 610 円、一般 600 円を 610 円、暖房料高校生料以下 1,000 円を 1,020 円、一般使用 1,000 円を 1,020 円にするものです。

別表第6、これも単位を外出しにいたしました。

区分標茶野外アリーナ個人使用アリーナ回数券(12 枚綴) 一般使用 2,000 円を 2,050円に、専用使用アリーナ施設使用料高校生以下 700 円を 710 円、一般使用 1,000円を 1,020円、照明料高校生以下 700円を 710円、一般使用 700円を 710円にするものです。

次ページをお開き下さい。

別表第7、これも単位を外出しにいたしました。

区分標茶町地域交流館個人使用回数券(12 枚綴) 一般使用 1,500 円を 1,540 円、シーズン券一般使用 1,500 円を 1,540 円、70 歳以上 1,000 円を 1,020 円に変更です。

別表第8、これも単位を外出しにいたしました。

区分常盤パークゴルフ場個人使用回数券(12 枚綴) 一般使用 3,000 円を 3,080 円に、シーズン券一般使用 6,000 円を 6,170 円、70 歳以上 4,000 円を 4,110 円に変更するものです。

議案 13 ページへお戻り下さい。

附則として

(施行期日)

1この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(町有バス使用料に関する経過措置)

2 第2条の規定の町有バスの運行等に関する条例施行の際現に旧条例第2条第2項 の規定により発行されている定期券については、新条例第2条第2項の規定により発行さ れた定期券とみなす。

(水道料金に関する経過措置)

3 第 17 条の規定による改正後の標茶町農業用水道給水条例第 22 条第 1 項の規定に かかわらず、施行の日前から継続して使用している者の平成 26 年 4 月検針の水道料金に ついては、なお従前の例による。

(スクールバス使用料に関する経過措置)

4 第 19 条の規定の標茶町スクールバスの運行等に関する条例施行の際現に旧条例第 6 条第 2 項の規定により発行されている定期券については、新条例第 6 条第 2 項の規定により発行された定期券とみなす。

次ページです。

(体育施設等使用料に関する経過措置)

5 第 21 条の規定の標茶町体育施設等使用料条例施行の際現に旧条例別表の規定により発行されている利用券については、新条例別表の規定により発行された利用券とみなす。 (経過措置の原則)

6 この条例による改正後の第1条、第3条、第5条から第9条まで、第12条、第13条、第15条及び第16条の規定について、施行の日前になされた使用の許可その他これに類する行為に係る使用料については、なお従前の例による。

以上で、議案第1号の内容説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

12番・深見君。

○12番(深見 迪君) 何点か質問したいと思います。

第4条、標茶町道路占用料徴収条例一部改正、資料いただきました。私は、道端に立っている電柱等にも消費税がかかるのかと思っていたら、どうもそうでないということなのですね。それを明らかにしていただきたいと。今日の資料を読みますと電柱のことの方が多く載っているものですから。道路占用料徴収条例に基づいて、道路をこういうスタイルのかたちで使った、どんな内容で使った例があるのか、それと今までの実績が、どの程度これがあるのか、ということを伺いたいと思います。

3ページの第5条、1時間早めた理由を伺いたいと思います。

6ページの河川管理条例なのですが、どんな内容で使われて、どの程度の実績が今まで あったのかということ、それからスクールバスの運行等に関する条例なのですが、このお 考えを伺っておきたいのですが、これで行きますと遠方から通う子との消費税を転嫁する ことによって、遠くから通っている子のバス料金は高いわけですが、さらにその格差が広 がるということについて、どのように考えているのか伺っておきたいと思います。

条文が21条あるのですが、本当に日常生活に密着したものとか、特別な人たちしか該当 しないものとか、ものすごい変化があると思うです。そういう意味で逐条審議をして私自 信もこれについて賛成とか反対とかという態度を決めたかったのですが、一括になってい ます。

なぜ、逐条という丁寧な提案にならなかったのかということを、伺っておきたいと思います。最後に無理な質問かもしれませんが、全国的に5%から8%に消費税が上がることについては、国民の大きな議論を呼んで、私たちの自治体自体も決してこのことによって、潤うということではないはずなのです。厳しい実態があると思うのです。ただ、町民に対して昨年までの実績からみて、全体としてこれだけの消費税3%転嫁したら、どの程度の町民に対する負担増になるのかということが、大変な計算で分からないのですが、単純にはいかないですけれども、消費税3%上がることによって、使用料等の収入がこれだけ町として増えるというようなことが、なぜ出なかったのかと、いや、もう準備されているのであれば教えていただきたいと思います。

- ○議長(平川昌昭君) 建設課長・井上君。
- ○建設課長(井上 栄君) お答えいたします。

道路占用料と河川占用料に関してでございますが、第1点目、道路河川とも共通いたしますが、占用料は土地に起因するもので発生するということで、消費税法のほうになるのですが、消費税法のほうで、非課税になっておりまして、ただし、短期1カ月未満のものに関しては消費税をかけるということになっております。そして、継続して設置される電柱等につきましては、非課税扱いとなります。消費税にかかる実績等については、実例に関してこの資料で提出させていただきました、一時的に使用されるものに限られます。1カ月未満です。ここでいいますと、祭礼縁日等で町道にテントを設置した事例のときに消費税がかかると。河川についても同様でございます。実績等につきましては、道路のほうが、この事例の例で年間2件ほどあるか、ないか、それと河川のほうについては、該当するものについては、記憶のなかではございません。

- ○議長(平川昌昭君) 企画財政課長・佐藤君。
- ○企画財政課長(佐藤弘幸君) 勤労者会館の使用開始時間の1時間早めた理由でございますが、元々勤労者会館の使用開始時間は午前8時と規定をされておりましたが、 平成18年の2倍規定の導入、地元の商工業の皆さんが営利で使用した場合、今まで5倍規定だったのですが、2倍規定に変えるということが平成18年にありました。その時に、一括条例で改正したものですから、午前9時という部分が勤労者会館の条例までかかってしまったという解釈になってしまいました。規則上午前8時になっているものですから、整合性をとらせていただいて、また午前8時に戻させていただいたという状況でございます。

それと、今回の部分で町民の皆さんに対する負担増が、どのくらいかというご質問でございますが、使用料のみでお答えさせていただきますが、使用料でいきますと平成24年度の実績でいうと1,300万円ぐらいの町の収入の増加ということで、その分利用者の皆さんの負担増になるという単純な計算をいたしております。

- ○議長(平川昌昭君) 教育委員会管理課長・髙橋君。
- ○教育委員会管理課長(高橋則義君) スクールバスの運行等に関する条例についての部分について、お答えいたします。

スクールバスの運行につきましては、町立小中学校における遠距離通学の児童生徒の通学条件緩和のため運行しております。今後につきましては、当然町の施策で行っておりますで無料であります。それ以外に、当時、地域のほうから要望がございまして、児童生徒以外の住民利用、交通手段の確保がございました。標茶高校に通う高校生が、スクールバスに有料でも良いので、乗車したいという要望がございました。料金設定につきましても、町営バスの運行に準じたかたちで、料金設定をしております。今回、その部分につきましては、消費税部分について、改正をさせていただいたところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長(平川昌昭君) 総務課長・島田君。
- ○総務課長(島田哲男君) 今回の議案提案の逐条ということでの質問にお答えしたいと 思います。

基本的な部分で、ご説明させていただきますが、議案提案につきましては各規定条例ごとに提案するという1本ずつの改正がございます。または、2本と関連する部分では、及びという部分で改正する提案の仕方がございます。今回は関連する部分で、整備というかたちで提案させていただきました。提案の仕方には、それぞれ背景といいますか、提案する趣旨の内容が、同一のものであれば統一した条例として1本の条例で、各条建てでそれぞれ提案するという仕方がございますので、今回はそのようにさせていただきました。

今回は消費税の部分でございますので、消費税の部分だけを特化した趣旨でございますので、関係する条例についてそれぞれ合わせたなかの条例提案とさせていただいたところでございます。ただ、条例の消費税部分と、また、違うといいますか、育成牧場では消費税の部分と違う部分を併せての提案ですので、趣旨の説明が変わりますので、それは別の提案ということでさせていただきました。企業会計も別にしてございますが、一般会計部分と企業会計部分が違いますので、別建てで提案させていただいたということでご理解いただきたいと思います。

- ○議長(平川昌昭君) 12番・深見君。
- ○12番(深見 迪君) 理解はしましたけれども、納得はなかなかできないのですが、一つだけ教育委員会のほうで、私が質問したのは、答えがなければ、それはそれでいいのですけれども、通学生のうち遠方に住んでいる高校に通うこどもは、料金が高いですね。さ

らに、消費税で格差が広がるのではないかと、そういうことについての配慮というか、そ ういうのはなかったのかということを聞いたのです。

- ○議長(平川昌昭君) 教育委員会管理課長・高橋君。
- ○教育委員会管理課長(高橋則義君) スクールバスの料金設定につきましては、あくまでも町営バスと足並み揃えておりますので、配慮とかどうかという話については、お答えし兼ねます。
- ○議長(平川昌昭君) 副町長·森山君。
- ○副町長(森山 豊君) お答えいたします。

先ほど、教育委員会管理課長からお答えありましたけれども、スクールバスについては 基本無料であります。今、前段お話ありました地域交通を守っていくという観点で、混乗 方式という方式をとっています。一般の方もスクールバスに乗れるような体制をとってい ます。それにかかる部分ということで、町営バスと同一に考えているということで、ご理 解いただきたいと思います。

- ○議長(平川昌昭君) 12番・深見君。
- ○12番(深見 迪君) 答弁はよろしいですが。一般の方と高校に通うこどもたちの料金 の問題は、内容的に配慮あってしかるべきではないかと思ったものですから、料金体系が 同じだからいっしょにしましたということでなくて、その点についてどう考えていたので すかと。そういうことを聞いたのですが、あまり考えないで機械的にやったということで すので、それはそれで分かりました。
- ○議長(平川昌昭君) 9番・鈴木君。
- ○9番(鈴木裕美君) 深見議員のほうから、おおかた聞いていただきましたが、総体的に1,300万円ぐらいの収入増になるだろうということですが、8ページの体育施設等使用料条例のときに、この体育施設の使用料を徴収するという条例設定のときに、当然内税でやられていましたよね。さらに、利用料を徴収するにあたっては、利用料は施設の修繕等には充てないという考え方が、示されておりましたが、今回の1,200万円等々の使用利用料というのも同じ考え方で、受けとめていいのか、一つ一つの3%、5%上乗せになることによって、金額は小さいのですけれど、総体的には1,200万円の町民の利用者負担になるということで、それらの修繕等々には、あくまでも充てないということで理解していいですか。
- ○議長(平川昌昭君) 社会教育課長・伊藤君。
- ○社会教育課長(伊藤正明君) お答えいたします。

平成17年から約1年間かけてご議論いただきました、この使用料の設定につきまして徴収する使用料が、イコールで施設を維持管理修繕含めて賄うものではないという、そういった経過がございますので、その考えは変わっておりません。

○議長(平川昌昭君) ほかにご質疑ございませんか。 8番・舘田君。 ○8番(舘田賢治君) 今回出されている条例、これに行政の財産の関係でお聞きしたいのですが、土地の使用料、建物の関係、予算書に出ておりますけれども、土木使用料のなかにいろいろ確認申請の分とかありますよね。民生費の手数料の関係では、かなり免責があるのでしょう。学校の関係では、授業料とかはどうなっているのでしょうか。

今回、学校側では、消費税の対象となるものはないのですか。

それと、今、鈴木議員と深見議員から質問がありましたが、1,300万円の収入について修繕費に充てようが充てまいが、どちらでもいいのですが、このお金は歳入で飲み込んでしまうのですから、そうなれば委託費の関係、工事請負の関係にしても、消費税が出てきますから、そっちで使えば、こっちは使わないことになるし、総合関係で出てきますけれども、ただ、私は、行政財産に対する消費税の取り扱い、土地建物の関係あわせてどうなっているのでしょうか。

- ○議長(平川昌昭君) 管理課長・中村君。
- ○管理課長(中村義人君) お答えいたします。

土地建物の使用料の関係ですが、消費税は非課税となっておりまして、先ほど道路占用料等で短期1カ月未満については消費税が課税される対象になっているということで、 それと同じかたちを今とらせていただいております。基準等については、標茶町町有地等貸付基準とか、そういった基準を元に算出しております。

- ○議長(平川昌昭君) 教育委員会管理課長・高橋君。
- ○教育委員会管理課長(高橋則義君) 学校関係では、授業料と教科書については消費税 法上、非課税となっております。
- ○議長(平川昌昭君) 住民課長・佐藤君。
- ○住民課長(佐藤吉彦君) 民生関係のご質問もございましたので、私のほうから基本的な部分につきまして、お答えいたしますが、大きなものでは、保育園の保育料とかありますが、基本的に社会福祉事業関係は、非課税となっておりますし、保育料については国から示される基準で算定しているということでございます。墓地火葬場、ごみ処理手数料の関係については平成元年の消費税3%の時は、課税対象となっておりましたが、平成3年から非課税扱いということで、順次、直接生活に係わる分については、拡大されてきたのではないかというかたちになっています。

表現に不適切なところがありました。ごみ処理手数料のうち一般廃棄物については非課税ということです。

- ○議長(平川昌昭君) 建設課長・井上君。
- ○建設課長(井上 栄君) 確認申請につきましては、これまでの私どもの理解の仕方では、手数料条例などの分は、非課税という考え方と、とれませんよという考え方に学者も別れるようでございます。消費税が5%でこれだけ継続している状況のなかで、厳密論と総体論になるのかと思っています。総体的には、内税的にもろもろの手間になりますので、もろもろの積上げで最終的な額が決まってきているのかと思います。そのなかでは、人件

費が主なもので確認申請で言えば、電話でのやり取り、拘束時間が人件費になりますけれども、一般的にかかる経費を積み上げていくというかたちがスタイルかと思います。個別の部分では、総体でいきますと、消費税はかけませんという考え方が一般的だと今でも思っております。ただし、それぞれの収入の面のことを考えますと、厳密論で電話代等に関しては消費税を誰かが負担しているのではないかと思います。総体的にいきますと、人件費が、職員が拘束される時間が主なものでございまして、消費税分というのは、かなり小さいもので総体的には、非課税あるいはかからないという理論が一般論だと思っています。現状でいいますと、改正することにはいたしませんでした。ただし、今北海道との関連等で厳密論でいくべきだということになってきますと、申請者から立てかえて北海道のほうに払わないとならない時に、一致しないケースが出てくることは想定しています。

そのような、歳入と歳出が一致しないような部分については、その事例が出てきた段階で北海道とも協議させていただき、状況によっては改正等もあり得るというふうに考えております。現状では、改正の予定はございません。

- ○議長(平川昌昭君) 総務課長・島田君。
- ○総務課長(島田哲男君) 手数料の関係ですので、総体的な町の手数料が膨大にありますので、基本的な考え方だけ申し上げたいと思いますが、行政手数料の関係では、法令の消費税法第6条で非課税となっております。許可、認可、私権、証明、公文書の交付こういった部分は、全て非課税ということでございます。個別の部分でいきますと、役務に提供される手数料は民間と競合するものについては、課税対象ですよというような、それぞれ税務署の見解というものがありますから、そういった概念がありますから、いろいろ民間との競合の部分では、民間が課税されて、公共団体が課税されないということにはなれませんので、そういった協議が必要となってきますので、ご理解いただきたいと思います。○議長(平川昌昭君) 8番・舘田君。
- ○8番(舘田賢治君) 土地と建物の関係なのですが、消費税をもらうという前提のなかで、先ほど、評価価格、基準価格というお答えになったけれども、土地の評価価格とそういうものに対して、例えば土地を1年間貸付けするのであれば、公営住宅と一般の建物の場合、二つに分けて、土地の場合は何か基準を設けてというのではなく、土地の評価価格があって、それでやるのではないのかなと私は理解しているのですが、それともう一つは、この使用期間が1年未満の場合はどうなのですか、割った段階で1.08を掛けるのかどうか、どういう出し方をするのか、わかりやすく説明をしてください。
- ○議長(平川昌昭君) 管理課長・中村君。
- ○管理課長(中村義人君) お答えいたします。

土地の使用料の関係ですが、課税対象になるのが、1カ月未満の使用占用料が他の部分、道路、河川の占用料と同じ取り扱いになります。その他につきましては、非課税の対象となっております。基準は、土地の使用料では時価の3%部分、時価に100分の3を乗じ出た額を基準にして計算をしているということです。公営住宅の関係は、消費税法第6

条別表第1第13号住宅貸付に関する部分で非課税扱いとなっています。建物の使用料の計算ですけれども、家賃等の算定の方法で、建築費を基準としまして、標茶町の係数を掛けまして、利便性を考えて計算し算出しております。入居者の収入に応じて階層別にし、計算しているということでございます。

- ○議長(平川昌昭君) 8番・舘田君。
- ○8番(舘田賢治君) 土地であれば、地方税法のなかに土地課税台帳というのがあるはずなのですが、うちの町の台帳に基づいて賦課をしていくというか、その台帳に1.08や1.05をかけるのではないのですか。それ以外、係数などがあるのですか。その辺教えて下さい。
- ○議長(平川昌昭君) 管理課長・中村君。
- ○管理課長(中村義人君) 計算の基準として、地方税法(昭和25年法律第226号)によりまして、土地課税台帳に登録されました近傍類地の評価価格を参考として、算出した価格に70%で除した額ということで、それに100分の3を乗じて得た額が使用料となります。 ○議長(平川昌昭君) ほかにご質疑ございませんか。

11番·熊谷君。

- 〇11番(熊谷善行君) 議案 13ページの附則の部分ですが、町有バス使用料に関する経過措置とスクールバス使用料に関する経過措置で、定期は通学定期だけしかないと理解したのですが、1カ月ごとなのか、3カ月、6カ月、1年買えるのかを知りたいのと、経過措置で4月1日からの施行期日、3月 31日までに購入した分は同等とみなすという理解でいいのかを教えて下さい。
- ○議長(平川昌昭君) 管理課長・中村君。
- ○管理課長(中村義人君) 定期の種類につきましては、通学定期と通勤定期2種類ございまして、通学定期につきましては、100分の40、60%の減額で、通勤定期については50%の減額という方法で計算しております。期間でございますが、何カ月という規定はしていません。通学用で言えば通学しない夏休み期間と通勤しない期間を考えますと、普通長い期間で3カ月程度の定期券の購入をされる方がだいたいです。

その他については、1カ月ごとに細かく計算しまして、得な方法をとっているという のが現状でございます。

2点目については、3月31日までに買いますと以前の5%の計算をしております金額で 安い金額で利用できるということであります。以上です。

- ○議長(平川昌昭君) 教育委員会管理課長·高橋君。
- ○教育委員会管理課長(高橋則義君) スクールバス使用料に関する経過措置について、 お答えいたします。

ただ今の町の管理課長からお答えしたのと全く同じでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(平川昌昭君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

12番・深見君。

○12番(深見 迪君) 私は、今回提案された議案第1号「消費税及び地方消費税の税率 改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定」すなわち消費税増税分を各種使用料等に 転嫁する条例の一部改正案に対し、反対の立場から討論します。

反対の理由は、住民の暮らし福祉を守るべき標茶町が、消費税の機械的な使用料等への 転嫁で、町民負担を増やすからであります。

今、町民の暮らしは本当に厳しくなっています。年金の引き下げや生活保護費の削減、介護保険料や国保料の相次ぐ値上げ、そして、4月からの多くの物価の値上げ、その上の消費税増税です。また、今回の消費税増税に対し、どう生業を続けて行ったらよいか悩んでいる商店や事業者の方が多くいます。だからこそ、消費税増税をストレートに転嫁するのではなく、負担増を極力抑えるべきです。議案第1号には消費税の増税分を利用者に転嫁する条例の一部改正関連条例が21条に渡って提案されています。

もともと消費税は所得の低い人ほど所得に占める負担が増える「逆進性」の不公平税制であるうえ、国民には8兆円もの負担増を押し付ける一方で、大企業優遇の経済対策に6兆円も消えるなど、「財政の健全化・社会保障の充実」など増税の口実も成り立たないことが明らかになっています。

今でさえ、町民や町内中小零細の事業者は年金の削減や社会保障費の増など、耐え難い痛みにさらされています。増税がそのまま転嫁されれば、より困難な状態に置かれることは明白であります。国の悪政から町民、町内中小零細事業者の生活と営業を守る役割が自治体にはあります。消費税増税分を利用者に転嫁するかどうかは、町が判断できるものです。このような時だからこそ、消費税増税分の転嫁には慎重でなければなりません。

以上の観点から、今回提案された増税分を町民生活に転嫁する議案に反対するもので あります。

以上で、討論を終わります。

○議長(平川昌昭君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。 討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。 これより、本案を採決いたします。

本案を、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(平川昌昭君) 起立多数であります。 よって、議案第1号は、原案可決されました。

### ◎議案第2号

○議長(平川昌昭君) 日程第6、議案第2号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

病院事務長·蛭田君。

○病院事務長(蛭田和雄君)(登壇) 議案第2号の提案趣旨並びに内容についてご説明 申し上げます。

本案につきましては、消費税法が改正され、平成 26 年 4 月 1 日から消費税及び地方消費税率が 8 %に引き上げられることから、本条例別表の町立病院使用料及び手数料に係る規定税率の一部改正を行うものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第2号、標茶町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。 次ページへまいります。

標茶町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

標茶町病院事業の設置等に関する条例(昭和 43 年標茶町条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第3項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附則といたしまして、この条例は、平成 26 年4月1日から施行するというものであります。

以上で、議案第2号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わらせていただきます。

○議長(平川昌昭君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。 よって、議案第2号は、原案可決されました。

## ◎議案第3号

○議長(平川昌昭君) 日程第7、議案第3号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

水道課長·妹尾君。

〇水道課長(妹尾茂樹君)(登壇) 議案第3号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は標茶町水道事業給水条例の一部改正で、消費税法が改正され、平成 26 年 4 月 1 日より、消費税及び地方消費税率が 8 %に引き上げられることから、税率の引き上げ分を給水装置工事の工事費及び水道料金に適正に転嫁するため、所要の改正を行うというものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案説明資料については、34ページを参照してください。

議案第3号、標茶町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページにまいります。

標茶町水道事業給水条例の一部を改正する条例

標茶町水道事業給水条例(平成 10 年標茶町条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第9条は、町長が施工する給水装置工事の工事費です。

第23条が水道料金となっております。

第9条第1項及び第2項並びに第23条第1項中「100分の105」を「100分の108」に 改める。

附則の第2項の経過措置につきましては、4月1日以前から継続して使用していて4月1日から4月30日までの間の検針により、使用水量が決まり、これに基づいて料金が確定する分については、旧税率を適用するというものでございます。

附則(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(水道料金に関する経過措置)

2 この条例による改正後の第23条第1項の規定にかかわらず、施行の日前から継続して使用している者の平成26年4月検針の水道料金については、なお従前の例による。

以上で、議案第3号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第3号は、原案可決されました。

## ◎議案第4号

○議長(平川昌昭君) 日程第8、議案第4号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長(類瀬光信君)(登壇) 議案第4号の提案趣旨並びに内容についてご説明 いたします。

平成 26 年 4 月 1 日から消費税及び地方消費税の税率が 8 %に引き上げられるため、税率の引き上げ分を牧場使用料に適正に転嫁するため、所要の改正を行うと言うものございます。併せて、平成 18 年度に開始した哺育事業について、安定した成果を出すに至ったことから、新たに使用料を定めるとともに、各手数料につきましても現状に則したものとなるよう改正を行うと言うものでございます。

議案説明資料につきましては、36ページと37ページを参照願います。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第4号、標茶町育成牧場条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町育成牧場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページをお開き下さい。

標茶町育成牧場条例の一部を改正する条例

標茶町育成牧場条例(昭和47年標茶町条例第19号)の一部を次のように改正する。

第8条中「100 分の 105」を「100 分の 108」に改め、同条表中、哺育使用料を新たに加える分でございます。

「放牧期使用料、若令育成群1頭1日につき 200」を「哺育使用料、1頭1日につき 500、放牧期使用料、若令育成群1頭1日につき 200」に改め、同表周年使用料の項摘要の欄中「場合」の次に「及び哺育終了後引続き預託する場合」を加え、これは、哺育使用料を新たに定めたことにより、哺育期間終了後、周年料金に移行していくということを明示したものであります。同表中「人工授精捕獲手数料、1頭1年につき 3,000、人工授精のため捕獲した場合、臨時捕獲手数料1頭1回につき 2,000、臨時に依頼され捕獲した場合、分娩牛退牧捕獲手数料1頭1回につき 3,000、退牧指定日に自ら引取りの場合は徴収しない」を「人工授精捕獲手数料、1頭につき 3,000、1回目の人工受精をした場合」というように改めます。これは、人工授精牛に関して、繁殖期が年度をまたいでしまう場合に従前の使用料ですと、今年もいただく、来年もいただくというようなことが、発生いたしますので、育成牧場は公共牧場という性格上繁殖をよりスムーズに早期に行うというこ

とで、事業行っていますので、1頭につき1度しかいただかないというふうに、実状にあわせて改めるもであります。「臨時捕獲手数料1頭1回につき2,000以内、通常業務以外で捕獲した場合」これにつきましては、従前は臨時捕獲手数料1頭1回につき2,000円、これは臨時に依頼され捕獲した場合ということでいただいておりましたが、これ自体は一斉入牧一斉退牧という夏季放牧主体で、牧場を運営されていたその時の事態にあわせて秋の一斉退牧以外のときに捕獲が必要になった場合の使用手数料を定めたものでありまして、その次の分娩牛退牧捕獲手数料と併せまして、現在では随時入退牧ができるようになっておりますので、そういった現状にあわせて項目を整理させていただくというものであります。臨時捕獲手数料1頭1回につき2,000以内、通常業務以外で捕獲した場合」に改める。附則、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上で、議案第4号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

5番・林君。

○5番(林 博君) 3点ほどお伺いしたいと思います。

哺育使用料のところで、周年使用料で先ほどの哺育終了後引続き預託する場合というところですけれども、哺育終了後というのは何カ月までを哺育として500円を徴収し、その後400円に移行するのか、捕獲手数料のところで内容はわかりましたけれども、通常業務以外というのは例えばどういことを想定されているのか、金額のところで2,000円ではなく2,000円以内という意味はどういうことなのかこの3点についてお伺いいたします。○議長(平川昌昭君) 育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長(類瀬光信君) 林議員のご質問にお答えいたします。

哺育使用料と周年使用料との関係でございますが、哺育使用料については、生後180日 までを哺育使用料として500円いただくとしています。それで、そこを過ぎた181日目から 従来あります周年使用料に自動的に移行するということに定めております。2点目は、通 常業務以外というのは、今想定しておりますのは、購買とかいろんな理由で市場に出る場 合、牧場を起点として、そこから町内の農家に集荷に入るというような希望が、生産者団 体から委託されている運送業者、それから、利用されている農家自身からそういった希望 があります。その場合、通常の勤務時間よりかなり早い時間に捕獲をしなければならない ということがございまして、利用者自身とか生産者団体の担当者が直接立会っていただけ る場合は、こちらのほうも管理会社の職員を立会させ、それで料金等はかからないという ことで考えていますけれど、現状では利用者自身、生産者団体の職員が立会するというこ とに関しては、現実的でないというお話をいただいていますので、もし、そういった通常 業務以外の今の例によって、依頼があったときに対応できるようにという改正であります。 3点目2,000円以内とした理由でございますけれども、捕獲業務量というのはどの牛を対 象にするかということで大きく業務量が変わってきますので、対応できるように今回準備 はいたしますけれども、牛のサイズなどに見合った手数料につきましては今後、なお精査 を進めて、規則のほうで細かくうたっていくように、一定の期間をいただければと思って

おります。

○議長(平川昌昭君) ほかにご質疑ございませんか。 9番・鈴木君。

○9番(鈴木裕美君) 今のこれから細かくというご説明がありましたが、理解ができません。それと、その上の1頭につき3,000円で、1回目の人工授精と明記されておりますが、1回で終わればいいのですけれど、2回3回となったときには、結果的にはいただかないということでよろしいのですね。今までも、平均人工授精の捕獲の回数というのは、どのくらいで平均にしても、1回で終わっていたのでしょうか。

○議長(平川昌昭君) 育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長(類瀬光信君) 臨時捕獲手数料の2,000円以内の件についてですが、繰り返しになりますけれども、例えば生後間もない牛をうちから育成しておりますので、体重50キロの牛を早朝返して下さいというような場合と、それから、妊娠鑑定が済み分娩間近になっている、そして群れとしても200頭単位の群れに入っている牛を、放牧地から準備をして、退牧させるということでは、労務内容が大きく変わってくるということでございますので、そういった分について、なお、精査する必要がありますので、2,000円以内ということにさせていただいております。それから、人工授精のことに関して、どういったことまでお話しをすれば良いのかと思いますが、人工授精そのものに関する捕獲手数料については、1頭につき1度しかいただかないということであります。不妊治療であったり、受精卵移植であったりとかそういったことで、受精卵移植の場合は、1回の受精の移植に3回捕獲しなければいけないというようになりますし、それ以外利用者の希望の月齢に達した時点で、自発の発情がないような場合は、こちらで捕獲をして治療なりをかけていくということです。とにかく、それら全てを含め1頭につき3,000円しかいただかないということで、それが年度をまたいても、3,000円しかいただかないということです。

従来の規定では年度をまたいても、また3,000円いただけるといことでしたので、そこのところを改めてさせていただきました。

○議長(平川昌昭君) ほかにご質疑ございませんか。 4番・本多君。

○4番(本多耕平君) ただいま鈴木議員の質問で、繁殖障害の関係で理解をいたしました。傷病等の往診等についてはどうなりますか。

- ○議長(平川昌昭君) 育成牧場長・類瀬君。
- ○育成牧場長(類瀬光信君) 先ほどの鈴木議員のご質問のなかに、若干もれているところがありますので、先にそれを補足させていただいてからにします。

いろんな回数、何度も捕まえるものか、どうかという事でございますけれども、平均的な受精回数ということで言いますと、哺育事業で育てた牛に関しては、受精回数が 1.7 回でございます。一般の牛については、そこから 1 回増えることになります。そして、受精卵移植等については、さらにその 3 倍ほど回数を捕獲するということになります。

本多議員のご質問の診療時の捕獲について、料金はいただいておりません。

○議長(平川昌昭君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑は、ないものと認めます。 質疑は、終結いたしました。 これより、討論を行います。 討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。これより、本案を採決いたします。本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。 よって、議案第4号は、原案可決されました。
- ○議長(平川昌昭君) 休憩いたします。

休憩 午前11時59分 再開 午後 1時15分

○議長(平川昌昭君) 休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

## ◎議案第5号

○議長(平川昌昭君) 日程第9、議案第5号を議題といたします。 本案について、提案趣旨の説明を求めます。 水道課長・妹尾君。

○水道課長(妹尾茂樹君)(登壇) 議案第5号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、標茶町下水道条例及び標茶町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正で、消費税法が改正され、平成 26 年4月1日より、消費税及び地方消費税率が8%に引き上げられることから、税率の引き上げ分を使用料に適正に転嫁するため、また、使用開始等の届出後の不正な使用態様の変更による、使用料の不正未払を防止するための条文を加えるとともに、法制執務上の文言等を整理し、所要の改正を行うというものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案説明資料につきましては資料38ページを参照下さい。

議案第5号、標茶町下水道条例及び標茶町農業集落排水施設の設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町下水道条例及び標茶町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページにまいります。

標茶町下水道条例及び標茶町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例 (標茶町下水道条例の一部改正)

第1条 標茶町下水道条例(昭和 61 年標茶町条例第 24 号)の一部を次のように改正 する。文言の整理でございます。

第1条中「標茶町」を「町長」に改める。

使用料の改正及び使用料の不正未払いを防止するための条文の追加です。

第 16 条第 1 項中「100 分の 105」を「100 分の 108」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(使用の態様の変更の届出)

第 16 条の2 使用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除することとなったとき、水道水以外の水を使用するための設備に変更があったときその他規則で定める使用の態様の変更があったときは、規則の定めるところにより、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

第 31 条第 5 号中「又は第 14 条第 1 項若しくは第 2 項」を「若しくは第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 16 条の 2」に改め、同条第 8 号中「第 13 条又は第 14 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による届出書、第 16 条第 3 項第 4 号の規定による申告書又は第 17 条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請書、届出書、申告書又は」を「第 13 条若しくは第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 16 条の 2 の規定による届出書、第 16 条第 3 項第 4 号の規定による申告書又は第 17 条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請書、届出書、申告書若しくは」に改める。

(標茶町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 標茶町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例(平成 13 年標茶町条例 第1号)の一部を次のように改正する。

使用料の改正及び表の整理です。

議案説明資料40ページをお開き下さい。

第 15 条第 1 項中は、使用料の算定の方法の改正で「100 分の 105」を「100 分の 108」 に改めるものです。

下段の表につきましては、単位を追加し右欄の罫線を削除し、整理したものです。 議案 24 ページにお戻り下さい。

(使用の態様の変更の届出)

第 15 条の2 使用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除することとなったとき、水道水以外の水を使用するための設備に変更があったときその他規則で定める使用の態様の変更があったときは、規則の定めるところにより、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

第 26 条第 5 号中「第 13 条」の次に「又は第 15 条の 2」を加え、同条第 8 号ロ中「又は第 13 条」を「、第 13 条又は第 15 条の 2」に改める。

附則 (施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(下水道使用料に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の標茶町下水道条例第 16 条第1項の規定にかかわらず、

施行の日前から継続して使用している者の平成 26 年4月検針の下水道使用料については、 なお従前の例による。

(集落排水使用料に関する経過措置)

3 第2条の規定による改正後の標茶町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第15条第1項の規定にかかわらず、施行の日前から継続して使用している者の平成26年4月検針の集落排水使用料については、なお従前の例による。

以上で、議案第5号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ござませんか。

10番・田中君。

- ○10番(田中敏文君) 今回追加される 15条の2の部分で何か前例があったのか、今後 考えられる事例があるのならお聞きしたいと思います。
- ○議長(平川昌昭君) 水道課長・妹尾君。
- ○水道課長(妹尾茂樹君) お答えいたします。

標茶町についてはございません。ただ、この条文の追加については、以前、マスコミでも報道されていましたけれども、本州のほうのスーパー銭湯(浴場)で届出終わった後に地下水をバイパスに接続して、下水道を使用するようにして、使用していためにその期間使っていた地下水の分の下水道使用料が、徴収できなかったという事案がございまして、国のほうでそういう事案に対応するために、条例にそういう条文を規定しなさいという指導がございましたので、今回追加させていただきました。

○議長(平川昌昭君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑は、ないものと認めます。 質疑は、終結いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第5号は、原案可決されました。

#### ◎議案第6号

○議長(平川昌昭君) 日程第10、議案第6号を議題といたします。 本案について、提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

〇企画財政課長(佐藤弘幸君)(登壇) 議案第6号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、平成 25 年度一般会計補正予算第8号でございまして、歳入歳出 それぞれ 3,450 万円を追加し、総額を 106 億6,584 万1,000 円にしたいというものでございます。

歳出につきましては、町営住宅磯分内団地建設工事費の追加でありまして、歳入につきましては、その特定財源を見込み、地方交付税の増額により収支バランスをはかったところであります。

また、継続費の新規1件、地方債で1件の提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

平成25年度標茶町一般会計補正予算(第8号)

平成25年度標茶町一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,450万円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ106億6,584万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出予算補正事項別明細書に従い説明いたします。

10ページをお開き下さい。

(以下、補正予算説明書により内容説明のため記載省略)

なお、2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」については、ただ今までの説明と 重複しますので、省略させていただきます。

4ページへお戻り下さい。

第2表 継続費補正であります。

8款土木費、4項住宅費、新規事業で、町営住宅建替事業(磯分内団地)総額を 9,000 万円とし、25年度割額 3,450万円、26年度年割額 5,550万円とするものであります。

11ページをお開き下さい。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書であります。8款土木費、4項住宅費、事業名は町営住建替事業(磯分内団地)であります。全体計画の補正後の計で申し上げますが、25、26年度の年割額の計で9,000万円、財源内訳で国道支出金3,877万2,000円、地方債3,870万円、一般財源は1,252万8,000円でありまして、翌年度以降支出予定額は5,550万円であります。

5ページへお戻り下さい。

第3表 地方債補正であります。

3 公営住宅建設事業の補正前の限度額 810 万円に 1,450 万円を追加し、補正後の限度額を 2,260 万円とするものであります。起債の方法利率償還の方法は、補正前に同じであります。合計で申し上げますと補正前の限度額 9億4,474 万8,000 円に 1,450 万円を追加し、補正後の限度額 9億5,924 万8,000 円とするものであります。

12ページをお開き下さい。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。合計で申し上げますが、当該年度中起債見込額は、補正前の額9億4,474万8,000円に補正額1,450万円追加し、補正後の額9億5,924万8,000円とするもので、当該年度末現在高見込額は、補正前の額104億9,816万9,000円に補正額1,450万円追加し、105億1,266万9,000円となるものであります

以上で、議案第6号の内容説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正、歳出について、一括して質疑を許します。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければ、歳入歳出予算の補正、歳入について、一括して質疑を 許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければ、第2条、継続費の補正について、質疑を許します。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければ、第3条、地方債の補正について、質疑を許します。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑は、ないものと認めます。 質疑は、終結いたしました。 これより、討論を行います。 討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。 これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。 よって、議案第6号は、原案可決されました。

### ◎閉議の宣告

# 平成26年標茶町議会第1回臨時会会議録

○議長(平川昌昭君) 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

## ◎閉会の宣告

○議長(平川昌昭君) 以上で、平成26年標茶町議会第1回臨時会を閉会いたします。

(午後 1時34分閉会)

# 平成26年標茶町議会第1回臨時会会議録

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために ここに署名する。

標茶町議会議長 平川昌昭

署名議員 4番 本 多 耕 平

署名議員 5番 林 博

署名議員 6番 黒 沼 俊 幸